

各位

会社名 株式会社エーアイ
代表者名 代表取締役社長 廣飯 伸一
(コード：4388 東証グロース)
問合せ先 取締役 小川 遼
(TEL. 03-6801-8461)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日（2025年7月18日）開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 3,472株
(3) 処 分 価 額	1株当たり456円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	1,583,232円
(5) 処分予定先及びその人数 並びに予定株式数	常勤取締役（※）3名 3,472株 （※）監査等委員である取締役を除く

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2025年5月21日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」においてお伝えしました通り、同日（2025年5月21日）開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く常勤取締役とする、以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新株式を発行する方法（本開示資料において「発行」という。）又は自己株式を処分する方法（本開示資料において「処分」という。）により一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」又は「譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式」という。）を割当てするための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年6月19日開催の第22回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内とし、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社へ払込むことにより譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数を年20,000株以内とすること、及び、対象取締役へ譲渡制限付株式が割当てられた日から任期満了など取締役会が正当と認める事由により対象取締役が取締役の地位を喪失するまでの間、譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、(1)、(2)の通りです。

(1) 本制度の概要

対象取締役は本制度に基づき当社が支給する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社へ払込み、当社はその対価として譲渡制限付株式を対象取締役へ割当てますが、支給する金銭報酬債権の総額は年額20,000千円以内、

対象取締役へ割当てるために譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数は年 20,000 株以内（以下「上限株数」という。）とします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の分割（株式無償割当を含む。）、株式併合等が行われた場合、当該効力発生日以降上限株数を、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

なお、本制度に基づき発行又は処分する当社普通株式 1 株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当に係る各取締役会決議の日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、特に有利な金額とはならない範囲で取締役会において決定します。

また、本制度による譲渡制限付株式の割当に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要（2）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本日、取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対する本株主総会から翌年開催予定の定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として対象取締役 3 名に対し金銭報酬債権合計 1,583,232 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払込むことにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 3,472 株を割当てることを決議いたしました。当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、本割当契約締結すること等を条件として支給いたします。

（2）割当契約の内容

① 譲渡制限の内容

割当対象者は、2025 年 8 月 8 日から任期満了など取締役会が正当と認める事由により取締役の地位を喪失するまでの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、払込期日が属する事業年度の定時株主総会開催日以降最初に到来する定時株主総会の開催日の前日まで（以下「役務提供期間」という。）の間継続して取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、役務提供期間が満了する前に、取締役会が正当と認める理由により割当対象者が取締役の地位を喪失（死亡による地位喪失を含む。）した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当該譲渡制限を解除すべき時点において、本割当株式が割当てられた日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当株式が割当てられた日が当該事業年度開始後六月以内の日である場合には半期報告書とし、以下、「有価証券報告書等」と総称する。）が提出されていない場合には、有価証券報告書等が提出される日をもって譲渡制限を解除するものとする。

③ 本割当株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、役務提供期間が満了する前に取締役会が正当と認める理由によらずして、割当対象者が、取締役の地位を喪失した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき当社が無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なおその結果、解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものとする。

⑤ 本割当株式の管理

割当対象者は、株式会社 S B I 証券に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月17日（本取締役会開催日の東京証券取引所における前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である456円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上